

平成 年 月 日

豊田市長 様

住 所

事業所名

代表者氏名

印

下記理由により、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・雇用保険の届出義務のないことを申出します。

【社会保険（健康保険及び厚生年金保険）】

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
- 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成 年 月 日、関係機関（ ）に問い合わせを行い判断しました。

【雇用保険】

- 暫定任意適用事業に該当する個人事業主であるため。
- 役員のための法人であるため。
- 使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- 使用する労働者の全てが、別表の「被保険者にならない者」に該当するため。
- その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成 年 月 日、関係機関（ ）に問い合わせを行い判断しました。

様式2別表

<雇用保険の被保険者になる者・ならない者の具体例>

区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
季節的労働者 (出稼労働者)	①最初から4か月を越えて雇用される者。 (雇用された最初から被保険者になります。) ②4か月以内の期間を定めて雇用されたが、その期間を超えて雇用された者。(定められた期間を超えた日から被保険者になります。)	4か月以内の期間を予定して行われる季節的事业に雇用される者は、被保険者になりません。 ※4か月以内：例えば12月1日～3月31日は4か月以内に該当
船 員		船員保険の被保険者は、雇用保険の被保険者になりません。
公 務 員 等		国、都道府県、市町村その他これに準ずる事業に雇用される者で、離職した場合に他の法令・条例等で受ける諸給与が失業給付の内容を超える者は、被保険者になりません。
二以上の適用事業主に雇用される者	その者が生計を維持するのに必要な主たる資金を受ける事業主のもとにおいて被保険者になります。	
長 期 欠 勤 者	賃金の支払いがなくても、雇用関係が存続する限り被保険者になります。	
在 日 外 国 人	外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、国籍(無国籍を含む)のいかんを問わず被保険者になります。	
試みの使用期間中の者	試みの試用期間についても雇用関係が存続しているので被保険者になります。	
法人の代表者 法人の役職員	原則として被保険者になりませんが、役員のうち部長・支店長・工場長等従業員としての身分があり(兼務役員)、給料支払等の面からみて労働者の性格が強く、雇用関係が明確に存続している場合は、被保険者になります。	会社・団体を代表する者は被保険者になりません。 また、左記の要件を満たしていない者も被保険者になりません。
昼 間 学 生	卒業見込証明書を持っている者で、卒業前に就職し、卒業後も引き続きその事業主に雇用される者は、被保険者になります。	左記以外の者は被保険者になりません。
臨時内職的に雇用される者		その者の受ける賃金で家計の主たる部分を賄わない者であり、かつ、反復継続して就労しない者であり、臨時的内職的に就労するに過ぎない者は、被保険者になりません。
生命保険会社等の外務員	職務内容、サービスの態様、給与の算出方法等の実態により判断して雇用関係が明確な場合は、被保険者になります。	左記の要件を満たしていない者は被保険者になりません。

区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者	<p>反復継続して（6か月以上）派遣就業することが明確な者で、1週間の所定労働時間が20時間以上である者は、被保険者になります。</p> <p>また、当初の雇入後において反復継続して（6か月以上）派遣就業することが必ずしも見込まれない場合であっても、雇入後において、6か月以上引き続き雇用されることが見込まれることとなった場合は、その時点から被保険者になります。</p> <p>なお、特定労働者派遣事業に雇用される者及び一般労働者派遣事業に常時雇用される者については、通常の見扱ひになります。</p>	<p>次のいずれかに該当するような者は、被保険者になりません。</p> <p>① 6か月未満の期間を限って派遣就業することを希望する者</p> <p>② その者の希望職種、技能等からみて6か月未満の期間を限った派遣就業しか見込みのたない者</p>
短時間就労者 (パートタイマー) ※ 1週間の所定労働時間が同じ事業所に雇用される正規型従業員より短くかつ40時間未満の者	<p>次のいずれにもあてはまる場合は、被保険者になります。</p> <p>① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。</p> <p>② 6か月以上引き続き雇用されることが見込まれること。</p> <p>※ なお、労働時間、賃金その他の労働条件が文書で定められていることが必要です。</p>	<p>左記以外の者は臨時内職的に雇用される者となり、被保険者になりません。</p>
事業主と同居の親族	<p>原則として被保険者になりませんが、次のいずれにもあてはまる場合は、被保険者になります。</p> <p>① 業務を行うにつき事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>② 就業の実態がその事業所の他の従業員と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。</p> <p>具体的には始業・就業の時刻、休憩時間、休日、休憩及び賃金の決定・計算及び支払方法、締切・支払いの時期が明確に定められ、その管理が他の従業員と同様になされていること。</p> <p>③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。</p>	<p>左記の要件を満たしていない者は被保険者になりません。</p>
授産施設の作業員		<p>原則として授産施設の作業員（職員は除く。）は被保険者になりません。</p>

(出典) 愛知労働局発行「雇用保険のしおり (平成21年9月)」